

生活福祉資金貸付のご案内

1. 生活福祉資金貸付制度とは

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度()が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関等

2. ご利用いただける世帯

(1) 低所得世帯

市町村民税非課税世帯または1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.7倍以下

(2) 障がい者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯または障害者自立支援法によるサービスを利用している方の属する世帯で1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下

(3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下
資金種類別に貸付世帯が異なりますので別表2をご覧ください。

3. 連帯保証人(別表1 参照)

- (1) 原則として県内に居住する連帯保証人を1名たてていただきます。ただし、連帯保証人をたてることのできない場合でも貸付を受けることができます。
- (2) 不動産担保型生活資金は連帯保証人が必要です。
- (3) 緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は連帯保証人を必要としません。
- (4) 連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので日頃から熱心に相談・支援してくれる方とします。同一世帯の方や保証能力が期待できない方(市町村民税非課税世帯等)は連帯保証人になりません。

4. 貸付金の利率および償還(返済)方法等

- (1) 貸付金の利率は別表1をご覧ください。
- (2) 償還方法は不動産担保型生活資金以外は元金均等償還とし、原則としてゆうちょ銀行又は福島県内に本店のある金融機関の預貯金口座からの自動引落としとなります。
- (3) 予め定めた償還期限内に返済できなかった場合は、残元金に対して延滞利子(年10.75%)が日割りで加算されます。

5. 民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や建て直しを図ることを目的としていることから、民生委員、関係機関等の相談・支援を受けていただきます。

6. 留意事項

- (1) ご相談の段階で、借入申込者の家族などとも面接させていただくことがあります。
- (2) 住民票と居住地が同一でない場合は、借入れ申込みできません。(総合支援資金を除く)
- (3) 貸付審査により貸付を行わないことがあります。
- (4) 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた金額を即時に返済していただきます。

【別表 1】 「資金種類別貸付要件一覧」

資金の種類及び目的		貸付要件						
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還(返済)期間上限	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し貸付ける資金。								
(1)生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(2人以上) 月20万円 (単身世帯) 月15万円	12月以内 自立した生活を営めるようになった場合は、貸付け中止。	最終貸付日から6月以内			連帯保証人を立てる場合は無利子	必要
(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	-----	貸付の日(生活支援資金と合わせて貸し付けている場合には、生活支援資金の最終貸付日)から6月以内	20年		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	不要 (やむを得ない場合は必要なし)
(3)一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用	60万円	-----					
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者世帯に限る。)に対し、貸付ける資金。								
(1)福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用	580万円以内 以下は貸付上限額の目安						
	生業を営むために必要な経費	460万円以内			20年			
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年			
	住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円			7年			
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年			
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年			
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		連帯保証人を立てる場合は無利子	不要
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ア 1年を超えないとき 170万円 イ 1年を超えて1年6月以内 230万円	-----	貸付の日(分割による交付の場合は最終貸付日)から6月以内	5年		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	必要 (ただし、の場合は必要)
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が ア 1年を超えないとき 170万円 イ 1年を超えて1年6月以内 230万円			5年			
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円			7年			
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年			
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円			3年			
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年			
	その他日常生活上一時的に必要な経費(欄外の注記1参照)	50万円			3年			
(2)緊急小口資金 以下の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用。								
	医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき	10万円	-----	貸付けの日から2月以内	8月	無利子	不要	不要
	給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき							
	火災等被災によって生活費が必要なとき							
	その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき(欄外の注記2参照)							

資金の種類及び目的		貸付要件						
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還(返済)期間上限	貸付金の利率	連帯借受人	連帯保証人
3 教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸付ける資金。								
(1)教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円 (高専) 月6.0万円 (短大) 月6.0万円 (大学) 月6.5万円						当該者が借受人となり、世帯内の生計中心者が連帯借受人となる。 不要 (ただし、連帯借受人が過去に滞納を繰り返す等償還(返済)を見込むことが困難である場合は連帯保証人を必要とする。)
(2)就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円		卒業後 6月以内	20年	無利子		
4 不動産担保型生活資金 低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付ける資金。								
(1)不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	(土地の評価額の7割) 月30万円 欄外の注記を参照のこと。	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3月以内	据置期間 終了後	年3% 又は 日本銀行長期プライムレートのいずれか低い利率	不要	必要 推定相続人の中から選任
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	ア 居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) イ 貸付基本額(生活扶助額の1.5倍)の範囲内 欄外の注記を参照のこと。					不要	不要

[注 記]

- 福祉費 その他日常生活上一時的に必要な経費の取扱い
冬期間の暖房用燃料の一括購入費用、修学旅行等の費用、帰省費用、年金の掛金、地上デジタル放送の視聴に必要な経費等
- (2)緊急小口資金の取扱い
ア 年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な経費
イ 会社からの解雇、休業等による収入減(単に仕事がない、日々雇用など不定期な雇用であった場合は対象外)
ウ 滞納税金、国民健康保険料、年金保険料(任意保険を除く)、公共料金の支払いによる支出増(支払い済みの場合が対象領収書を添付)
エ 事故等により損害を受けた場合による支出増(日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る)
オ 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増
- 不動産担保型生活資金の貸付金に係る取扱い
(1)不動産担保型生活資金
借入申込者が現に居住している建物及び土地のうち、土地の評価額の7割を標準として県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額。
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金
借入申込者が現に所有している居住用不動産の評価額の7割(集合住宅の場合は5割)を標準として県社協会長が定めた額。
上記アの貸付基本額の設定に当たっては、当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額の範囲内で、県社協会長及び借入申込者が契約により定めた額。

[別表 2] 「資金種類別貸付対象一覧」

	低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯
1.総合支援資金				
2.福祉資金				
(1)福祉費				
(2)緊急小口資金				
3.教育支援資金				
4.不動産担保型生活資金				
(1)不動産担保型生活資金	かつ			
(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金			かつ	

日常生活上療養または介護を要する高齢者世帯に限る。

お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談・申し込みください。

相談・申込受付時間：午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日休み）

福島県 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
福島市	024-533-8877	白河市	0248-22-1159	金山町	0241-55-3336
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	昭和村	0241-57-2655
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	中島村	0248-52-3400	下郷町	0241-69-5111
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	檜枝岐村	0241-75-2382
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	只見町	0241-84-7006
大玉村	0243-68-2100	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-37-8668
本宮市	0243-33-2006	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	檜葉町	0240-25-4157
田村市	0247-81-2166	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	磐梯町	0242-73-2181	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	猪苗代町	0242-62-5168	大熊町	0240-32-5377
石川町	0247-26-3793	北塩原村	0241-28-3755	双葉町	0240-23-0333
玉川村	0247-57-4410	西会津町	0241-45-4259	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	0244-42-1021
三春町	0247-62-3829	会津美里町	0242-54-2940	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	三島町	0241-52-3344		

（平成21年10月現在）

実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 024-523-1250

（土曜、日曜、祝日休み）